

水源地域の保全に関する基本方針

策定 平成25年6月6日 林第156号
改正 令和2年7月9日 治第252号
改正 令和4年3月25日 治第946号

岐阜県水源地域保全条例（平成25年岐阜県条例第24号。以下「条例」という。）第9条「施策の基本方針」に基づき、水源地域の保全に関する基本方針を次のとおり定める。

1 水源地域における適正な土地利用に関する基本的事項

本県の豊かな水資源が県民の生活基盤になっていることを鑑み、その源である水源地域の保全は、県、市町村、土地所有者等、事業者及び県民の理解の下、適切な役割分担による協働により持続的に行われなければならない。

そのため、公共の用に供する水源に係る取水地点及びその周辺の区域（国有地を除く。）であって、当該取水地点及びその周辺の区域における土地の所有又は利用の状況を勘案して、水源の保全のために特に必要があると認める区域を水源地域として指定し、適正な土地利用の確保に向けた取組を推進する。

（1）適正な土地利用の確保に向けた取り組み

ア 水源地域の指定

県は、「2 水源地域の指定に関する基本的事項」に定める事項を踏まえ、水源の保全のために特に適正な土地利用の確保を図る必要があると認められる区域を水源地域として指定する。

イ 土地所有者等への助言及び指導

県は、水源地域において基本方針に沿った土地の利用を図るため必要があると認めるときは、土地所有者等に対し、土地利用の方法その他の事項に関し、助言及び指導を行う。

ウ 水源地域内の土地に関する権利の移転等及び開発行為の届出

水源地域内の土地に関する権利の移転等及び開発行為の届出制の導入により、水源の周辺における土地取引及び開発行為について、県及び市町村があらかじめ把握し、届出をした者に対して助言及び指導を行うことにより、水源の周辺における適正な土地利用の確保を図る。

エ 届出者への助言及び指導

県は、適正な土地利用を促すため、水源地域内の土地に関する権利の移転等の届出又は開発行為の届出をした者に対して、配慮すべき事項や関係法令に基づく遵守事項などについて助言を行う。

(2) 適正な土地利用に関して配慮すべき事項

土地所有者等及び事業者は、水源地域の適正な土地利用に関して以下の事項に配慮するものとする。

ア 土地利用に関する法令に基づき必要な手続き等を行う。

イ 水資源への影響が懸念されるような取水行為や開発行為などは、極力避けるよう努める。

ウ 水源地域の適切な整備及び保全を図るなど、水資源の維持のために必要な措置を講ずるよう努める。

エ 水源地域において森林施業を行う場合は、別に定める「水源地域における森林整備基準」を遵守するよう努める。

2 水源地域の指定に関する基本的事項

水源地域は、市町村、水道事業者など、公共団体、公共的団体及び民間団体等が公共の用に利用するため取水している取水地点及びその周辺の区域（国有地を除く。）を指定する。

水源地域の指定に当たっては、森林を水源地域に指定する場合は、適正な森林施業が水源地域の保全に貢献していることを踏まえ、水源地域として指定されることによる林業生産活動への影響の有無を十分に検討するなど、林業その他の地域産業との調和に配慮するものとする。また、森林を水源地域に指定する場合は、林班単位で指定するものとし、「水源地域区域図」で示すこととする。

なお、外国資本等による取得目的が明確でない森林買収が国内に広がっていることが条例制定に至った経緯であることから、当面は森林を対象に水源地域を指定することとする。

(1) 取水目的が水道水源で、河川自流及び伏流水から取水している場合

指定対象森林は、取水地点に係る集水区域にあって、取水地点から原則として上流概ね2 kmの範囲で指定するものとする。

ただし、市町村からの提案により特に指定する理由がある場合は、同じ集水区域内にある森林の尾根、谷の形状、樹種等を考慮することにより取水地点から上流4 kmの範囲内で指定することができるものとする。

上記の基準によらない場合は、審議会の意見を聴いたうえで、個別に指定することができるものとする。

なお官行造林地にあっては、国において適正に管理が行われることから、指定の対象にしない。

(2) 取水目的が水道水源以外の場合

地域住民等の意向など地域の実情に応じて判断されるべきことから、市町村において区域設定の考え方を明らかにし、市町村からの提案により審議会の意見を聴いたうえで、指定することができるものとする。

(3) 河川自流水及び伏流水以外から取水している場合

水資源への影響範囲について一定の基準を示すことは困難であることから、市町村において区域設定の考え方を明らかにし、市町村からの提案により審議会の意見を聴いたうえで、指定することができるものとする。

(4) 市町村・水道事業者以外の団体等が取水している場合

指定対象森林は、原則として給水人口101人以上、又は一日当たりの給水量が20立方メートルを超える取水施設の取水地点及びその周辺の区域とし、取水する団体等からの申請に基づき、市町村からの提案により審議会の意見を聴いたうえで、指定することができるものとする。

3 水源地域の保全に関する施策の基本的事項

水源地域の保全は、関係者の適切な役割分担による協働により推進することが重要であることから、本方針に基づき、関係者が一体となって取り組んでいくとともに、市町村との連携のもと、平成24年度から導入した「清流の国ぎふ森林・環境税」なども活用し、総合的に推進していくこととする。

(1) 水源地域の保全に関する理解の促進

水資源の維持のためには、県民、土地所有者等及び事業者の水源地域の保全に対する理解や協力が不可欠であることから、市町村と連携協力して水源地域やその保全の重要性に関する普及啓発活動等を行うこととする。

(2) 水源地域の森林の水源涵養機能の維持増進

ア 適切な森林施業の促進

水源地域の森林が有する水源涵養機能の維持・増進を図るため、清流の国ぎふ森林・環境税等を活用して、造林、保育等森林施業の適切な実施を促進する。

イ 保安林制度の活用

森林法に基づく保安林指定の推進と治山事業の推進により、水源涵養機能など森林の有する公益的機能の確保を図る。

ウ 公有林化の促進

水源地域内の森林のうち、水資源の維持のために特に重要と認められる森林については、市町村が行う公有林化を促進する。

エ 森林計画制度の活用

別に定める「水源地域における森林整備基準」は、森林法に基づき県が策定する地域森林計画の施業基準に位置付ける。

水源地域内の森林については、市町村森林整備計画において水源涵養機能維持増進森林として位置付け、地域森林計画で定める森林整備基準を準用するよう、市町村に対し理解と協力を求める。

(3) 水源地域の保全のために必要な財政上の措置

県は、上記(1)(2)に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずる。

附 則 (平成25年6月6日 林第156号)

この基本方針は、策定の日から施行する。

附 則 (令和2年7月9日 治第252号)

この基本方針は、改正の日から施行する。

附 則 (令和4年3月25日 治第946号)

この基本方針は、令和4年4月1日から施行する。